

【分科会抄録】

演題「図書館等公衆送信サービス」の全体像

国公立大学図書館協力委員会 大学図書館著作権検討委員会
主査 鈴木 努（早稲田大学）

令和 3 年の著作権法改正は、図書館サービスに大きな影響を与える内容となっている。今回は、改正内容のうち大学図書館での業務に直結する「図書館等公衆送信サービス」の部分について全体像を捉えつつ、サービスを始めるに当たって必要な準備等について解説したい。また、現時点（7月末）では、残念ながら本サービスは開始できておらず（特定図書館の届出受付が始まっていない）、9月22日の時点でどのような状況になっているのか不透明である。当日は出来るだけ最新の状況を踏まえてお話したいと考えている。

著作権（法）自体について詳しく知りたい方は、事前にこちらのテキストをご覧ください
ことをお勧めしたい。

◆令和 5 年度著作権テキスト（文化庁）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/93908401_01.pdf

⇒毎年文化庁で開催している図書館等職員著作権実務講習会にて使われているテキストです。